

地域福祉時代における 福祉と司法との連携

淑徳大学総合福祉学部准教授 山下 興一郎

はじめに

福祉分野では、社会福祉基礎構造改革以降、これからの社会福祉は地域福祉の時代であるといわれ、司法分野では、司法制度改革以降、司法アクセスの進展が目指されている。

その福祉と司法との連携が、近年の日本司法支援センターの法テラス地方事務所のテーマとなり、司法ソーシャルワークの実践、提案も試みられようとしている。そこで本稿は、人々の日常の暮らしを支えようとしている福祉と、法的トラブルの解決を支えようとしている司法が、①何を目的に、②誰にたいして、③どういった支援（福祉的支援、法的支援）を、④誰（あるいは組織）がどのように提供していくのか、⑤その際に行われる福祉と司法の連携ⁱとは具体的にどのように行われ、どのような課題があるのか、⑥今後の福祉の司法との連携を考える際の共通基盤とは何かといったことについて、福祉の側から考察してみたい。

1. 福祉と司法の関係

(1) 一般的な印象

できるなら「お世話になりたくない福祉」、そもそも「敷居が高い司法」というのが「福祉」と「司法」に関する一般的な印象であろうか。福祉は経済生活、介護・保育等日常生活に支障がある際に頼るものである。できれば利用せずに暮らしたいというのは本音のところだろう。近年そのニーズは拡大し、ある程度の期間継続して利用する必要がある場合が多い。利用する場合には、民間組織あるいは行政の相談員、ソーシャルワーカー、ケアマネジャー等が相談にのったり、介護福祉士や保育士等によるケアが提供されたり、あるいは福祉事務所のケースワーカーは生活保護の手続きを支援したりする。福祉職には、社会福祉士、精神保健福祉士等の国家資格、社会福祉主

事、介護職員初任者研修など多様な研修制度があり、多くの者が組織に所属して従事している。

一方、司法は、裁判所や法律家によって法律トラブルの解決を必要とする際に頼るものである。継続的というよりは一時的に利用するものである。そもそも、テレビ等以外では弁護士にも会った事がないということがいえるくらい身近ではない。司法は、裁判所や弁護士等の法律家、そして弁護士会、法テラスの地方事務所の弁護士が個人で担う。法律家は人数からみても身近な存在ではないことに加え、かつ敷居が高い存在でもあるというのは多くの関係者が認識しているだろう。弁護士は「法律相談を行うほか、示談交渉や訴訟の代理人などとして紛争解決に関与したり、破産管財人などとして破産・倒産事件の処理に携わったり、あるいは、契約書作成などに際して法的アドバイスをを行うなどの予防法務に従事し（中略）事務所を構えてそのような活動を行うのが伝統的なスタイル」ⁱⁱである。

（２）福祉と司法が連携を必要とする理由

このような中で、国民にとって近くてお世話になりたくない福祉（関係者）と遠くて敷居の高い司法（関係者）が、地域社会に暮らす人々の生活を支援する際に連携を必要とする場面が出てきたのにはそれなりの背景がある。それは、この10年ほどの間に、高齢者医療・介護や住まいの政策の中で地域包括ケアが注目されているように、福祉サービスを利用する人は、可能な限り自宅で、あるいはケア付き住宅で暮らす時代になったということがあげられる。いわゆる入所型の福祉施設や、それまで家の代わりとなっていた病院が一貫して生活を支援するだけではなく、居宅で生活する人や家族が、行政や社会福祉法人に加え、株式会社等様々な組織が提供する福祉サービスを選択・利用し、あわせて、様々な会社等が提供する日常生活に必要なサービスを購入して生活してゆく時代になったのである。さらに、経済的にも余裕がなく、仕事も定着できず、借金をしながら生活を維持する世帯がある。こうした家族関係、借金、近隣とのトラブルなど複合した課題を

福祉課題とあわせてもっている場合、これを一貫して支援できる人や組織がない為連携が必要なのであるⁱⁱⁱ。

2. 暮らしの支援の方向

では、人々の暮らしを、どういった施策の方向の中で支えていこうとしているのかをおさえておきたい。そこで、まず、福祉と司法の接点、地域福祉、地域包括ケア、それを進める組織・機関について述べておくこととする。

(1) 福祉サービスの利用における福祉と司法の接点

国民にとって福祉がより身近になったのは介護が必要となった人、あるいは認知症の増加である。介護は、2000（平成12）年の介護保険法の施行により、以降、サービス利用者数と供給量が急増したことは容易に予測がつかだろう。介護サービス利用者の中には、認知症などのもの忘れ等により判断能力が低位な高齢者がいる。そこで財産管理や、契約による介護サービス利用の手続きを補う成年後見制度も同時に開始され、申立や後見人等の法的支援に関する知識も広がった。その他にも、この時期は福祉サービスの利用にあたっての契約書づくりや苦情解決システムの整備等、福祉におけるサービス供給とその手続きである契約や苦情解決といった法的な対応側面が整備されていった。これらの一連の流れが福祉と司法の接点の一つであろう。それまでは、福祉の分野はサービスの利用自体は行政が決めることが基本（措置制度）であったため法的手続支援といったことへの関心は極めて少なかったといえるだろう。

(2) 地域福祉

1) 地域福祉への注目

その時期、社会福祉業界ではもう一つの改革が行われた。それは、社会福祉基礎構造改革^{iv}のことである。この改革は、1990年代後半の当時、福祉を

取り巻く環境が少子高齢化、家族機能の変容、低成長経済時代への突入、社会福祉に対する国民の意識変化や政策設計への期待といった、現在の日本社会が取り組まなければならない福祉課題を暗示していた。つまり戦後から進んだ社会福祉は、戦後の生活困窮者対策を前提とした制度設計であり、今後増大、多様化する福祉需要（具体的には、介護や保育等）には十分に対応できないため、社会福祉の基礎構造を根本的に見直すというものであった。

その理念は7つあり、①サービス利用者と提供者の対等な関係の確立、②個人の多様な需要への地域での総合的な支援、③幅広い需要に応える多様な主体の参入促進、④信頼と納得が得られるサービスの質と効率性の向上、⑤情報公開等による事業運営の透明性の確保、⑥増大する費用の公平かつ公正な負担、⑦住民の積極的な参加による福祉文化の創造とされた。改革後15年が経過したが、この改革の理念は十分に達成しているわけではなく、更に増進が期待されている。

さて、この改革では「地域福祉」が目玉であった。1970年代以降の地域福祉の歴史は、地域組織化、施設偏重政策から在宅福祉サービスの開発と推進、例えば親族の高齢者介護の過重負担を経験した女性や親の介護のため脱サラした男性を中心にした住民参加型在宅福祉サービスの萌芽、阪神淡路大震災以降の福祉NPOの増加等の市民参加といった取り組みが積み上げられていった。その後、住民に身近なエリアの地方自治体で保健・医療・福祉サービスを総合的に提供していくという体制をめざす時代に立ち至ったといえる。この間地方自治体の役割の変化も影響し、社会福祉基礎構造改革では市町村行政計画として「地域福祉計画」を市町村が策定することが法定化された。

2) 地域福祉が特に着目するニーズ

こうしたなかで成立したのが社会福祉法（2000年）である。社会福祉法第1条に「地域における社会福祉」⁴を明記し、地域福祉が法律上初めて用いられた。さらに、社会福祉法第4条では、①地域住民、②福祉サービスを経

営する事業者、③ボランティア等地域活動者、④福祉サービスの利用者の4者が地域社会を構成する者と位置付けられ、これらが相互に協力し、地域福祉を推進することが規定された。

このように、地域福祉は、従来から各法で用意された生活保護、障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉といった分野の暮らしのニーズに対応することに対し、特に着目していることは高齢者、障害者、子どもの誰もが「この街（家）で暮らし続けたい」というニーズである。こうしたニーズにたいして、地域福祉の推進を目指す市町村組織で最も期待されるのが社会福祉協議会である。市町村社会福祉協議会は、地縁組織、当事者組織、ボランティア団体、社会福祉事業を経営する法人、民生委員・児童委員といった地域組織化と、福祉総合相談や在宅福祉サービスの開発、実施支援といったことを行う。いわゆる福祉施設といわれる、高齢者、障害者、児童等の分野別社会福祉事業というよりも、地域福祉型福祉の事業化を進める組織である。

（3）地域包括ケア

地域包括ケアシステムとは、厚生労働省によると「団塊の世代が75歳以上となる2025年度目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される」ものとされている。また、2005（平成17）年の介護保険法の改正では、地域包括支援センターが創設され、以降、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置（2012年4月現在、全国に約4300か所（ランチ等を含めると7000か所以上））されている。

（4）地域福祉、地域包括ケアを進める組織・機関

このように、地域福祉がこれからの社会福祉の基本方向となるなかで、民

間非営利組織（社会福祉法人）である社会福祉協議会と、自治体が設置（民間団体への委託も可能）する地域包括支援センターがこれからの地域福祉を進めていく組織として展開し始めている。また、福祉施設も地域福祉に着目し自施設を小規模化、多機能化、地域分散化するとともに、地域社会のニーズに対応する相談や直接支援の展開など社会貢献と称した事業を展開する動きも広がっている。

3. 福祉制度で対応できていない問題、 制度対応では難しい問題

（1）制度のはざま

2000年以降、マスコミ等でゴミ屋敷や孤立死の報道が取り上げ続けられる中で、制度では対応できない問題や、制度から漏れてしまう問題が福祉において注目された。実は、これは筆者が学生時代（1980年代終わりから1992年）であった頃より、すでに「隙間のニーズ」ということで現場では言われていた。たとえば、福祉関係各法がその人に加え、家族のもつ生活課題の解決には役立たないという問題である。では、こうした問題は誰が解決していたかというと、従事者個人の愛情や犠牲、隣近所、関係機関との連携による支援の工夫によるものであった。この問題が国レベルで取り上げられたのが、社会福祉基礎構造改革を担った当時に公表された厚生省の「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」（2000（平成12）年）である。この報告書は、ヨーロッパの社会的排除からソーシャルインクルージョンへという政策目標にも着目し、わが国の社会福祉制度が充実してきたにもかかわらず、支援が人々に十分に届いていないという事実を明らかにするため、実体論からのアプローチを行い、個別具体的な解決方法を導き、総合化していくという検討方法を用いたものである。

この報告書で取り上げられた事例が、現在の地域社会の課題として顕在化したといっても過言ではない。たとえば、貧困かそうではないかに関係な

く、「心身の障害や不安（ストレスや依存）」、「社会的排除や摩擦（路上死、外国人問題）」、「社会的孤立や孤独（孤立死、自死、家庭内虐待や暴力）」といった問題が重なり合っているという指摘である。これらは、この15年間の各虐待防止法制の施行や、生活困窮者自立支援制度の施行等で制度対応が図られているものもあれば、住民同士の支え合いの再構築といった観点で住民活動により支えられているものもある。

（2）制度のはざまの問題こそ福祉と司法の連携が必要

上記報告書では、問題が発生しながらも解決に至らない理由を3つの要因から分析している。一つ目は個人、家庭、地域、職域での自助、共助の希薄化、職域援助機能の脆弱化とされている。二つ目は、行政実施主体の支援が高度化・焦点化するなかで制度の対象を定めざるを得なかった故に、結果として制度から漏れる人を対象としてみるができなかった、三つ目に、行政からの委託という方法でサービスを提供する社会福祉法人等がその事業を着実に遂行し度重なるそれら事業の報酬改定や制度改革への対応に奔走するあまり、地域の生活者ニーズへの積極的な取り組みが行われにくくなったというような背景があると分析している。

付け加えるなら、こうした課題を持つ人々の多くが、債務整理が必要なほどの借金、離婚等の夫婦関係、消費者被害等、福祉のアプローチのみならず法的支援が必要な場合が少なくなく、福祉支援において法律家の助言を必要とする場合が多くなってきたのである。

（3）制度のはざまの問題からの示唆～福祉と法律の連携の原理

さらに、上記報告書は、人々のなかの「つながり」が弱くなってきたことに着目している。社会福祉は、その国に住む人々による社会連帯により支えられるのであるから、つながりも、社会福祉で作り出すものであるというのである。このことが認識できれば、つながりの再構築のプロセスのなかで、社会的排除、差別や偏見といった人間同士の関係性が克服され、共生社会、

多様性を認め合う社会となるのではないか、という基本的考え方に立っている。

現代社会において、社会的排除、差別、偏見を受けている人々へのまなざしを強めるというこの考え方は、福祉社会の創造において重要な視点である。こうした人々は、何らかの生活問題、法律問題があるにもかかわらず、その解決のための制度がなく、問題が複雑化している場合も少なくない。このような問題解決には、担い手側の報酬（給与）保証は十分ではない。人間が人間を大切に、支え合う社会を実現させたいといった価値観や理念の（報酬保証のないところでの）実践について、福祉関係者と弁護士あるいは法テラス地方事務所は共感し、行動できるのだろうか。福祉と司法の連携の原理、それは一緒に汗をかくことである。大前提は実はここにあるのではないか^{vi}。

4. 連携の実際

さて、具体的に話を進めていく。これまで述べてきたように、福祉と司法との連携の実際は、いまだ一部の取り組みにすぎないと認識するところだろう。

日本司法支援センター（以下、法テラス）では、その根拠法に「連携」が明記されている。先日、筆者が出会った法テラス地方事務所スタッフ弁護士の積極的な活動や、いくつかの論文、発表でその取り組みが発信^{vii}されている。たとえば、そこでは、「(中略) 連携の実践について「つなぐ」、「なげかえす」、「バトンタッチ」、「伴走する」や役割を「ソーシャルワーカー的役割」、「ケースマネージャー機能」等、連携の態様について事例ごとにさまざまなパターンがある」(吉岡・2014)^{viii}ことを見出したとされている。

ここでは、そうした取り組みを踏まえつつ、福祉の立場から、司法関係者・団体（団体の主な想定は法テラスの地方事務所のスタッフ弁護士になるのだろう）と福祉関係者・団体等との連携のレベルや実際に必要な双方の知識、姿勢（態度）等について検討する。

（1）対象となる人と問題

福祉と司法の連携において、対象とはどういう人々なのだろうか。先に述べたように地域福祉時代の福祉では「地域住民」が対象となる。さらにここで付け加えなければならないのはホームレス等住民票をもたない住民も含まれる。そして、連携の対象で共通するのは人々の、福祉と法律の両面で抱える複合的な何らかの「生活困難」である。高齢化・核家族化による介護問題、消費者被害、リストラなどが隣り合わせの現代社会において、何が引き金となって生活困難が生じるか予想もつかない。その生活困難（最もわかりやすいのは、お金がないということだろう）を目の当たりにしたとき、どこに（誰に）、何を、どのように相談し、どれくらいの期間で解決するのか見当もつかないというのが一般感覚である。まず思いつく相談先としては行政機関が思いつくであろう。しかし、生活保護は権利ではあってもそう簡単に受給できるシステムではないし、すでに借金や家族内の不調も起きている場合はそれを行政が解決するわけでもない。たちまち、相談機関のたらいまわしが始まりかねないと思われるような複合課題のある事例が対象なのである。

（2）連携の実際とレベル

1）連携の実際

この15年を振り返ると、比較的わかりやすい福祉と司法の連携例で挙げられるのは成年後見や日常生活自立支援事業だろう。成年後見制度は審判に時間がかかり、かつ、経費もかかると創設当時は言われていたため、厚生労働省では、成年後見制度施行より半年前に、社会福祉分野の権利擁護の仕組みである地域福祉権利擁護事業（1990年10月施行現日常生活自立支援事業）を創設させた。

この事業により、法律家が司法のフィールドのみで仕事をするのではなく、福祉のフィールドのなかで、事例（福祉業界では事案ではなく、事例という場合が多い）を聞き、日常生活上の法律問題を目の当たりにしていったのである。このように、連携は、福祉分野の専門家や当事者組織、法律家が

議論しながら人々の生活問題を考え、支援を分担したりアドバイスをしたりするというかたち（主に都道府県社会福祉協議会や弁護士が存在する市レベルでの権利擁護の取り組みや佐渡モデルという成年後見制度の拡充）で行われた。

これより前、1990年代に都府県の社会福祉協議会等が権利擁護センターを設置し、そのセンターに弁護士が関与する（あるいは、弁護士会が相談に乗る体制を整えた）ということも福祉と司法の連携といえるし、2000年以降は虐待防止等法制（子ども、高齢、障害、DV防止）の整備に伴い法律家がネットワークの一員として加わるというものも出てきた。

2) 連携のレベル

①地域の支援（福祉）のネットワークの一員となるレベル

すでに法テラス地方事務所が展開しているように関係機関への情報提供が連携のための第一ステップである。自治体の各部署、福祉の相談機関では、例えば本年より施行した生活困窮者自立支援制度は各市レベルでの相談が開始されているし、高齢者介護等では地域包括支援センターが、子どもの問題では児童相談所や子ども家庭支援センターが、障害分野でも相談支援事業所が、また地域福祉では社会福祉協議会が福祉総合相談を実施している場合もある。こうした相談機関職員と法テラス地方事務所のスタッフ弁護士がまずは顔の見える関係になることが重要だろう。

②各組織との法テラスの個別連携のレベル

上記①が先か、②が先かは実際の連携のケースによって変わってくるが、個別の事例の関与・解決を通してさらに別の事例でも連携が進むというのはもっとも効果的なものである。一度解決までのプロセスを共有した異職種は、その経験が生かされ、次の場面での連携は経験も助けてスムーズになる場合も多いからである。人的依存とはいえ、この連携が個別の支援において力強いことに変わりはない。

③地域の組織間連携のレベル

②の個別の連携をより組織的にしたものがこれである。地域の関係組織が一堂に会し、各組織が組織的に連携する仕組みがあるということである。この場合は、個別の支援をきっかけにしつつも、その地域での問題解決の仕組みづくりや定例会議による決定など議論のレベルはやや大きめの課題を取り扱う場合のほうが想定しやすいだろう。

3) 第3の連携～「対利用者との間における顔の見える関係づくり」

上記のレベルの他に、第3の連携とでもいえばよいのであろうか。住民（組織）との連携というものも重要である。

福祉と司法が連携を必要とする事例では、福祉関係者と司法関係者の協働等が注目される場所である。実はそれだけでは十分ではない。なぜなら、そうした対象は、生活支援そのものをある一定程度の期間継続して必要とすることが少なくないからである。我が国で女性初の高等裁判所長官（札幌）を務めた野田愛子^{ix}は「福祉と法律の架橋」を、田山輝明は各種講演で「(成年後見における支援者と被後見人との間の) 顔の見える関係」を何度も強調した。野田は、「成年後見制度について（親族や弁護士等が受任し）、認知症高齢者や精神障害者の推定人口を考慮すると、これら多くの障害があるすべての人に成年後見人を選任するのは現実的ではないし、その必要もないであろう、むしろ、社会福祉協議会等が本人との契約によって預金から日常生活の経費の払い出し、年金の受領などの管理その他のサービスを提供できるシステムを構築することの方が生活支援に役立つ^x」と指摘している。そこで登場したのが地域福祉権利擁護事業（現行の日常生活自立支援事業）であり、専門員というソーシャルワーカーと生活支援員という住民がチームになって支援を展開している。

つまりソーシャルワーカーも実は、日常生活をフィールドとしており日々忙しい。法テラス他司法関係者も日々忙しい。対利用者との関係で「顔の見える関係」が常時可能なのかといえば、おのずから限界がある。それを乗り

越える工夫として、利用者と福祉関係者、司法関係者の顔の見える関係を維持しつつ、さらに最も身近な隣近所など地域住民の協力が人々の生活支援においては極めて重要で、有効なのである。

福祉と法律の連携を可能にするには、実のところ、福祉、司法のみならず、近隣（あるいはその人の関係者）の人（組織）という第3の連携が必要なのである。

おわりに ～これからの生活問題と福祉と司法の連携

リーマンショック、年越し派遣村等に象徴されるように、安定した職業に就けない者が、若年層から50代以上までに広がっていくなかで、景気は回復されているような雰囲気も報道されているが、現実には生活困窮者自立支援の必要性が高まっている。2015年4月に施行された生活困窮者自立支援制度は、先の日常生活自立支援事業の支援事例の実践が明らかにしているように、個人のレベルだけで解決できない家族内での虐待問題や、近隣トラブル、犯罪被害者、DV、多重債務、労働、建物賃貸借、相続、離婚、消費者トラブル等を含んだ複合的な諸問題が支援においてはさらに顕在化していくことになろう。

また、成年後見制度は、親族後見人の就任割合が減少し、弁護士、司法書士、社会福祉士、そして社会福祉協議会等の法人による活動でもその供給量が足りず、市民後見人の養成も進められるなどさらに需要が拡大していく傾向にあるが、その担い手不足を解消する決定打はない。

連携というのは、立場の違う者・関係機関が同じ目標に向かって一つのことを成し遂げる営みであり、そこに登場する人や背景によって結果が左右される。本人を真ん中に置き、関係機関を円の中に入れてたり、線でつないだりする、絵に描いた連携の図は、その問題を解決するための平面的なものであるが、実際の連携は、本人を中心に、まるで生き物のように変化していく。満足のいく結果となることもあれば、後味のわるいこともある。冒頭に述べ

たように、司法、弁護士自体が国民にとって敷居の高い、身近ではない存在であるというのは、実は福祉関係者にとっても同じである。まずは、福祉と司法の従事者同士の関係性もフラットにしなければならない^{xi}。

さらに、一つひとつ使う用語の意味やそのニュアンスも共通認識に至っているかどうかも疑問である。福祉と司法の連携において、使用する言語や支援の型といったものを、実際の取り組みを通して福祉と司法で組み立てていくということも必要だろう。法テラス地方事務所は、そうした地道な取り組みを展開すれば、仮にそれを司法ソーシャルワークと銘打たなくても、自ずと福祉関係者からの信頼が寄せられることに時間はかからないであろう。

[注]

- i 本稿では、福祉分野で主に行ってきた日常生活の支援における司法支援について焦点を当て議論を展開するため、以前より行われている更生保護、司法福祉や矯正施設出所者の地域生活定着支援に関する福祉と司法の連携は中心的に取り上げないこととする。
- ii 小島武司、小林学「司法アクセスの新たな地平～法テラスの波紋、弁護士業務モデルの刷新、プログレス年次報告～」総合法律支援論叢第4号 日本司法支援センター 2014.3 13頁
- iii もっとも、さかのぼれば、民生委員活動や心配ごと相談といった社会福祉協議会等の取り組み、あるいは行政窓口の法律相談では、その時代を背景にした法律相談は福祉分野でも認識し、存在している。これらは連携ではなく、法律家にお任せといった内容が多かったであろう。特筆すれば、大屋勇造弁護士は、岩手県社会福祉協議会を毎年訪ね、各地域の民生委員が受けた相談のアドバイスや直接解決に物心両面の援助をもって活動し、また、全国や各都道府県レベルの社会福祉協議会に協力を続けたことは社会福祉業界では有名である。
- iv 社会福祉基礎構造改革は、平成9年8月28日に厚生省が「社会福祉事業等のあり方に関する検討会」を設置し、平成9年11月25日に同検討会が「社会福祉の基礎構造について（主要な論点）」を公表したのち、平成9年11月26日に中央社会福祉審議会に「社会福祉基礎構造改革分科会」が設置され、平成10年6月17日に同分科会が「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」を公表、平成10年12月8日に同分科会が「社会福祉基礎構造改革を進めるに当たって（追加意見）」を公表したのち、平成11年8月10日に「社会福祉事業法等一部改正法案要綱を中央社会福祉審議会に諮問後、国会で法改正に至ったものである。

- v 当時、社会福祉基礎構造改革の担当をした古都賢一氏が編集代表となっている「社会福祉法の解説」(中央法規、2001)では、「地域における社会福祉の推進」について以下のように解説している。以下、引用(58頁～60頁)

「平成12年改正でもう一つ注目すべきことは、「地域福祉」という語が初めて法律上用いられた点である。条文上は「地域福祉」とは「地域における社会福祉」という定義になっているため、そもそも「社会福祉とは何か」、という点について説明が加えられなければならない。「社会福祉」という語の定義については諸説存在しているところであるが、この定義について考えるうえで「社会福祉」というものが、何らかの「手段」(施策等)を指す概念なのか、それとも何らかの「状態」(目標)を指す概念なのか、両方を併有する概念なのか、といった視点でとらえることが有効ではないと思われる。(中略)「社会福祉とは、自らの努力だけでは自立した生活を維持できなくなるという誰にでも起こりうる問題が、ある個人について現実に発生した場合に、当該個人の自立に向けて、社会連帯の考え方に立った支援を行うための施策を指すと同時に、家庭や地域のなかで、障害の有無や年齢にかかわらず、当該個人が人としての尊厳をもって、その人らしい安心のある生活を送ることができる環境を実現するという目標を指すものである。」

「今日における「社会福祉」という概念は、経済的に発達し成熟した社会においては、国民全体を対象とし、全国どこでも実現されていなければならないという意味での「普遍性」をもっており、このことは日本国憲法においても明らかにされている。「地域における社会福祉」すなわち「地域福祉」とは、社会福祉のこのような普遍性を前提としたうえで、住民の社会福祉に関する活動への積極的な参加の下、地方公共団体による施策の実施、事業者による事業の実施、ボランティア団体による福祉活動の実施等といった、自助、共助、公助が相まって、地域ごとに個性のある取り組みを行うこと、というような意味を有し、また地域福祉の「推進」とは、このような自主的、自律的な取り組みを積極的に行うことを意味するものと解してよいであろう。」

- vi このことについては、濱野は「法テラス東京事務所における地域連携パイロット部門」論文(総合法律支援論叢第5号 日本司法支援センター 2014.9)において「スタッフ弁護士に求められる資質と貢献や報酬請求の対象にならない、あるいはなりにくい活動の重要性」を指摘している。
- vii 例えば、「ほうてらす」(日本司法支援センター広報誌)の、特集記事「法テラス地方事務所と関係機関との連携」(2010.11 VOL.11)では、消費生活相談の複雑高度化により、きちんとした法的解決を望む人が増加、経済的に困窮している人でも民事法律扶助業務で法的解決への道が拓ける(三重県)というように行政や相談機関との連携が紹介され、訪問記関係機関紹介(2013.1 VOL.23)では、地域包括支援センターが法テラスと連携し解決した事例に「認知症の男性に対する「偽装結婚」が疑われる金銭搾取」があり、実際に金銭搾取の証拠が確認できない状況における権利侵害を防止する視点に立った助言が得られたとしている。さらに、水島俊彦弁護士による成年後見制度拡充に

向けた佐渡モデル、太田弁護士／社会福祉士による司法ソーシャルワークといった取り組みなどである。

- viii 吉岡すずか「法的支援ネットワークにおける人的依存の克服」 総合法律支援論叢 第5号 日本司法支援センター 2014.9
- ix 野田愛子「成年後見法と福祉の架橋」『家庭裁判所とともに』 日本加除出版株式会社 2003年 259頁～275頁
- x 同上272頁
- xi 法テラスが主催した「平成26年度福祉と司法が連携する社会」シンポジウム（2015.2.7）では、登壇者の町亞聖氏は「こうした（福祉の）問題に取り組む弁護士は特別な人たちのような感じがしている。一部の熱意のある思いがあって、お金ではなくてやっぱり目の前の人を救いたいという思いで取り組んだ人たち。その人たちが福祉の知識にどれだけ精通しているか、より福祉の人たちの思いを理解し、経験を積まなければならない」と指摘する。このこととともに、福祉関係者も、弁護士がどういう仕事をしているのかということを理解していくことも必要である。本学、私のゼミには千葉市の弁護士が出張講義で弁護士の仕事を紹介し学生と交流しながら福祉と司法の連携を考え始めたところである。